

種別	規則・手順	管轄	医療安全管理推進室	担当	管理・業務部 医事担当
----	-------	----	-----------	----	-------------

医療安全管理推進室要綱

(目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター安全管理要綱（以下「要綱」という）第8条の規定に基づき医療安全管理推進室（以下「推進室」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 事故、インシデント、安全管理の用語の定義は、安全管理要綱に同じものとする。

(業務内容)

第3条 推進室は医療安全管理推進部会要綱（以下「部会要綱」という）第8条に基づき、次の事項を協議し、企画・提案・計画あるいは対策立案し、これを実施・評価する。

- 一 医療の質の確保・向上に関すること
 - 二 医療の安全性の確保・向上に関すること
 - 三 インシデントおよび医療事故（以下、医療事故など）に関すること
 - 四 発生した医療事故などへの対応
 - 五 研修会に関すること
 - 六 相談窓口担当者との連携
 - 七 その他、医療の質・安全の確保と向上、および医療事故などに関すること
- 2 前項の業務について、月に1回以上、推進室は医療安全管理推進部会（以下「部会」という）へ報告を行う。

(組織)

第4条 推進室は次に掲げる職にある者をもって構成する。

- 一 医療安全管理推進室長
- 二 医療安全管理者
- 三 安全推進員（医局）
- 四 安全推進員（歯科）
- 五 安全推進員（薬剤科）
- 六 安全推進員（検査科）
- 七 安全推進員（放射線科）
- 八 安全推進員（栄養科）
- 九 安全推進員または技師長（リハビリテーション部から1名）
- 十 安全推進員（看護部から1名）
- 十一 事務局担当者（医事担当）

十二 その他室長の指定する者

- 2 室長と医局安全推進員は兼務しても構わない。
- 3 医療安全管理者が上記三から十の所属と重複する場合は兼務しても構わない。
- 4 医療安全管理者が上記三から十の所属の安全推進員でない場合、医療安全管理者がその部門の安全推進員の推進室での業務を兼務しても構わない。
- 5 十二のその他室長が指定する者とは、次の者のことをいう
 - 一 計画を遂行する上で関係が発生する部門の安全推進員あるいはその部門の代表者
 - 二 事例検討する際に、その事例に関連のある部門の安全推進員あるいはその部門の代表者
 - 三 医療安全などの管理やシステム、事例分析に関して精通している者で、室長が推進室の運営上必要と判断し指名した者

(推進室の運営)

第5条 医療安全管理推進室長（以下「室長」という）は次の第2項から第5項の役割を担う。

- 2 室長は、推進室を統括し、代表する。
- 3 室長は、各部署の安全推進員の取り組み状況を把握する。
- 4 室長に事故あるときは、医療安全管理者がその任務を代行する。
- 5 緊急時で室長および医療安全管理者に事故あるときは、看護部安全推進員が代行し、以降第3条の番号順にその任務を代行する。

(推進室会議)

第6条 室長は、週一回以上の会議を開催し、議長となる。

- 2 室長は、必要に応じ臨時検討会を開催できる。
- 3 室長は、必要があると認めるときは、推進室委員（以下「委員」という）以外の安全推進員（以下「推進員」という）や関係者などの出席を求めることができる。
- 4 推進室会議（以下「会議」という）は室長あるいは医療安全管理者のいずれか1名を含む過半数の委員が出席した場合に成立する。

ただし、要綱の改正・改訂にあたっては、室長、医療安全管理者および安全推進員（看護部）を含む2/3以上の委員が出席した場合に成立するものとする。
- 5 会議の決定は、出席者の過半数の成立を要するものとする。

ただし、要綱の改正・改訂にあたっては、2/3以上の賛成を要するものとする。

(報告・意見)

第7条 室長は会議の結果を部会長に報告する。

- 2 室長は会議の結果を安全推進員に周知する。
- 3 室長は、必要があると認めるときは、安全管理に関する情報をセンター内に

提供することができる。

4 室長は、3に関する業務を医療安全管理者に委任することができる。

(事務局)

第8条 推進室の事務局業務は、管理・業務部医事担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、推進室の運営について必要な事項は、推進室が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年5月7日から施行する。
- 2 この要綱の施行にともない、埼玉県総合リハビリテーションセンター医療事故防止対策部会検討グループ設置要領は廃止する。
- 3 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
- 9 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。